談論風発 spirited discourse ▷▷410

李承晩ライン問題について

『100問100答』への韓国の「反論」

島根県竹島問題研究顧問　藤井賢二

今年2月22日の「竹島の日」に合わせて出版された、島根県竹島問題研究会編『竹島問題100問100答』（ワック出版）で、私は李承晩ラインの項目を担当した。李承晩ラインとは、1952年1月18日に韓国が一方的に設定した日本漁船の操業禁止線である。

当時の「領海3海里、公海自由」の原則や、隣接公海での漁業資源保護のための規制は関係国と協議して行うという国際常識を無視し、朝鮮半島を囲む広い公海に主権を持つと韓国は宣言した。韓国はまたその水域に竹島を取り込み、これに日本が抗議して竹島問題が発生した。

李承晩ライン侵犯を理由に韓国は多数の日本漁船を不当に拿捕した。戦後韓国の拿捕・抑留による8人の死亡者の中に島根県から出漁した漁船の乗組員は確認できないが、同県の漁船は6隻没収され、延べ180人以上の県出身者が抑留された。

6月、『竹島問題100問100答』への「反論」本が韓国で刊行された。その中の李承晩ラインについての金炳烈韓国国防大学教授の文章は、上記の私の批判に正面から答えておらず、反論になっていない。

まず、金氏は、李承晩ラインは圧倒的な力を持つ日本漁船から韓国の漁業資源を守る「最後の手段」であったのだから正当だと言う。しかし前年の9月7日、韓国政府は既に、全ての日本漁船を排除できる水域の設定を宣言して「対日漁業協定締結交渉時にこの線が既定事実だと認定させる」ことを決定していた（「漁業保護水域宣布に関する件」＝韓国政府外務部『大韓民国外交年表附主要文献』1962年）。

宣言の1カ月後に始まった漁業交渉で、日本は資源保護のため一部漁業の禁漁区域と禁漁期間を設けることを提案したが、韓国はこれを受け入れず、全ての日本漁船の操業禁止区域設定を終始求めた。李承晩ラインは交渉の末のやむをえない「最後の手段」ではなく「最初の手段」であった。

次に金氏は、李承晩ラインは日本から出漁したトロール漁船の乱獲を防ぐため朝鮮総督府がその操業を禁止した線と同じなのだから日本は認めるべきだったと強調する。

しかし、朝鮮総督府の定めた漁業禁止線のうち最も広いトロール漁業禁止区域をそれよりも禁止区域の狭い、あるいはない他の日本漁業に当てはめることができるはずがない。戦後、韓国が拿捕した326隻の日本漁船のうち、トロール漁船は7隻に過ぎなかった。そしてそのトロール禁止線よりも李承晩ラインはさらに広く、韓国が日本漁船を多く拿捕したのは、トロール禁止線の外側にあった東シナ海・黄海の好漁場だった。李承晩ラインは漁業資源独占を目指したものでトロール漁業禁止線とは異なる。

さらに金氏は、訪韓した「大日本水産会会長のナベシマオオサム（鍋島雄道）などが」李承晩ラインが「資源保護のために不可避な選択であった」という韓国の説明を聞いて〝相互理解を十分にした〟という意思を表明した」ことを李承晩ラインの正当性の理由にしている。しかし、これは事実に反する。

1953年2月に李承晩大統領と会見した「大日本水産会前会長の鍋島態道」（金氏は役職・名前から間違っている）の発言は日本政府の公式見解ではない。池鐵根『平和線』では、李承晩が「韓国と日本で互いに食い違った報道が出ればより関係が悪化するだろうから、ここで相互理解を十分にしたという意見をともにしなければ…」と述べた結果、鍋島ら日本の水産業界代表者の帰国後の記者会見での「相互理解」という表現になったとある。

つまり、日韓間の対立を解消できなかったことを表に出さないために「相互理解」という言葉が使われたのであって、鍋島が李承晩ラインを承認したということではない。『日韓漁業対策運動史』には「一方的な線を引くよりも、お互いに協議をして、繁殖上必要ならば、その区域を定めることも可能ではないか」という、李承晩への鍋島の発言が残されている。

金炳烈氏の言説は資料を読んで事実確認した上のものではない。事実に基づかない発言は、両国民の感情を刺激しやすい領土問題ではとりわけ厳に慎むべきである。

……

ふじい・けんじ　島根県吉賀町出身。専門は近現代日朝・日韓関係史。島根県第3期竹島問題研究会委員、島根県竹島問題研究顧問。